

# 定 款

## 第 1 章 総 則

( 名 称 )

第 1 条 本会議所は社団法人東大阪青年会議所

( Higashiosaka Junior Chamber of Commerce ) と称する。

( 事務所 )

第 2 条 本会議所の事務所は東大阪市永和 2 丁目 8 番 2 8 号 東大阪商工会議所別館に置く。

( 目 的 )

第 3 条 本会議所は次に掲げることを目的とする。

( 1 ) 政治、経済、社会、文化に関する諸問題を研究し、関係諸団体と協力して日本経済の正しい発展をはかること。

( 2 ) 指導者訓練を基調とした修練、社会への奉仕、及び会員相互の連繋をはかること。

( 3 ) 社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、お互いの親善理解をはかり世界の繁栄と平和に寄与すること。

( 原 則 )

第 4 条 本会議所は特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とした事業を行わない。

2 . 本会議所はこれを特定の政党のために利用し、または利用させない。

( 事 業 )

第 5 条 本会議所はその目的達成のために次の事業を行う。

( 1 ) 政治、経済、社会、文化に関する研究、並びにその改善発展をはかる事業。

( 2 ) 社会奉仕事業及び青少年問題に関する事業。

( 3 ) 会員の自己啓発及び相互の親睦をはかるために必要な事業。

( 4 ) 国際青年会議所、社団法人日本青年会議所並びに国内、国外の青年会議所及びその他の諸団体との提携。

( 5 ) その他本会議所の目的達成のために必要な事業。

( 細 則 )

第 6 条 本定款の施行に関する細則は理事会の決議を経て定める。

## 第 2 章 会 員 ・ 会 費

( 会 員 の 種 類 )

第 7 条 本会議所の会員は次の 4 種とする。

( 1 ) 正 会 員

( 2 ) 特別会員

( 3 ) 名誉会員

( 4 ) 賛助会員

(会員の資格)

第8条

1. 正会員

正会員の資格を有する者は、東大阪市及びその近郊に居住する21才以上40才未満の品格ある青年とする。但し、すでに正会員であって年度途中で40才に達したときでもその年度中は正会員とする。

2. 特別会員

(1) 特別会員の資格を有する者は、すでに正会員であって年齢制限に達し、その資格を失った者とする。

(2) 特別会員に関する細目は別に定める「社団法人東大阪青年会議所会員資格規定」による。

3. 名誉会員

本会議所に功労ある者は理事会が推薦し、総会で承認され、名誉会員となる。名誉会員は原則として当該年度のみとする。但し、重任及び終身制を妨げない。

4. 賛助会員

(1) 本会議所の趣旨に賛成し、その事業の発展を助成しようと望む個人又は、法人その他の団体は理事会の決定により、本会議所に賛助会員として入会することができる。

(2) 賛助会員に関する細目は別に定める「社団法人東大阪青年会議所会員資格規定」による。

(会員の権利)

第9条 正会員の権利は次のとおりとする。

(1) 正会員は総会に於いて、各1個の表決権を有する。

(2) 正会員は本会議所役員並びに委員に選任される資格を有する。

(3) 正会員は社団法人日本青年会議所役員並びに委員に選任される資格を有する。

(入会)

第10条 本会議所の正会員になろうとするものは、会員2名以上の責任ある推薦により、別に定める「社団法人東大阪青年会議所会員資格規定」に基づく所定の入会手続きにより申し込まなければならない。

(会費及び入会金)

第11条 会員は別に定める「社団法人東大阪青年会議所会員資格規定」により入会金及び会費を納入しなければならない。但し名誉会員を除く。

(退会)

第12条 退会を希望する会員は、理事長に退会届けを提出しなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号の1に該当するときは理事会の決議により除名することができる。

(1) 本会議所の体面を傷つけ又はその趣旨に反する行為のあった時。

(2) 会費納入の義務を履行しない時。

(3) 出席義務を履行しない時。

(4) その他会員として適当でないと認められた時。

(抛出金品の不返還)

第14条 既納の会費、その他抛出金品は返還しないものとする。

## 第3章 役員等

(種別)

第15条 本会議所に次の役員を置く。

理事長 1名

副理事長 5名以内

専務理事 1名

理事 24名以上35名以内

(正副理事長及び専務理事を含む)

監事 1名又は2名

2. 役員は本会議所の正会員の中から総会に於いて選任する。
3. 役員の選任の方法については役員選出に関する規定に定める。

(職務)

第16条 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2. 理事長は本会を代表し会務を総理する。
3. 副理事長は理事長を補佐し、理事長が事故又は、欠員の時はあらかじめ理事会に於いて、定められたところに従い、その職務を代理し又は代行する。
4. 専務理事は、理事長、副理事長を補佐し、常務を掌理する。理事長、副理事長が事故ある時はその職務を代理し代行する。
5. 監事は民法第59条の職務を行う。

(任期)

第17条 役員の任期は毎年1月1日より12月31日迄とする。但し重任を妨げない。

2. 任期の半ばに選任された役員の任期は、その期の末迄とする。
3. 役員は任期終了の場合においても後任者の就任する迄引き続きその職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員で役員としてふさわしくない行為のあった時は総会の議決により解任することができる。ただし、総会において、その役員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(直前理事長等)

第19条 本会議所に直前理事長及び、顧問(以下「直前理事長等」という)をおくことができる。

2. 直前理事長は前年度理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言を行う。
3. 顧問は直前理事長経験者の中より理事会において選任する。
4. 顧問は理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
5. 直前理事長等は理事会に出席する。ただし、理事会における議決権を有しない。
6. 直前理事長等の任期、解任については第17条および、第18条の規定を準用する。この場合において、第17条および第18条の規定中「役員」とあるのは「直前理事長等」と「総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

## 第4章 会議

(種別)

第20条 会議は総会及び理事会とし定例及び臨時に分ける。

(構成)

第21条 総会は正会員を以って構成する。

2. 理事会は理事を以って構成する。

(権能)

第22条 総会はこの定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支決算の承認

(3) 社団法人東大阪青年会議所会員資格規定及び社団法人東大阪青年会議所役員選任の方法に関する規定の制定、変更、廃止に関する事項

(4) その他本会議所の運営に関する事項

2. 理事会はこの定款に規定するもののほか次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 総会から委任を受けた事項

(4) 社団法人東大阪青年会議所運営規定及び社団法人東大阪青年会議所庶務規定その他必要な規定、規則の制定変更廃止に関する事項。

(5) その他総会の議決を要しない所務の執行に関すること。

(招集)

第23条 定時総会は毎年1月及び8月に理事長が招集する。

2. 臨時総会は理事長が必要と認められた時、又は正会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して理事長に請求があった時は、1ヶ月以内に理事長が招集する。

3. 総会の招集は少なくとも会日の10日前迄に各会員に対し総会に目的たる事項、日時及び場所につき、その通知を発しなければならない。

4. 理事会は毎月1回開催する。

5. 臨時理事会は理事長が必要と認められた時、又は理事5名以上の要求がある時、理事長がこれを招集する。

(議長)

第24条 総会及び理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 総会はこの構成する正会員の半数以上の出席がなければ開会することができない。

2. 理事会はこの構成する理事の半数以上の出席がなければ開会する事ができない。

(議決)

第26条 総会の議事は出席正会員の過半数の同意をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

2. 理事会の議事は出席理事の過半数の同意をもって決し可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について

書面をもって表決することができる。

2. 正会員は前項の場合に於て他の構成員を代理人として表決を委任することができる。

3. 前2項の規定は前2条の規定の適用については出席したるものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 正会員又は理事の現在数

(3) 会議に出席した正会員(書面表決及び表決委任者を含む)又は理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には議長及び出席正会員又は理事のなかからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

(例会)

第29条 本会議所は社団法人東大阪青年会議所運営規定の定めるところのより毎月例会を開く。

## 第5章 管 理

(定款その他の書類の備え付け)

第30条 理事長は定款、諸規定、議事録を本会議所事務局に備えておかなければならない。

2. 理事長は会員が前項の書類の閲覧を求めたときは正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(決算関係書類)

第31条 理事長は事業年度毎に毎年1月に開かれる定時総会の会日の1週間前迄に前事業年度にかかる次の書類を作成し、監事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 貸借対照表

(3) 収支決算書

(4) 財産目録

2. 監事は前項の規定により書類の提出を受けたときはその定時総会の前日迄に意見書を理事長に提出しなければならない。

3. 理事長は前項の意見書を添えて第1項の書類を定時総会に提出し、その承認を得なければならない。

4. 理事長は第1項の総会の会日の1週間前迄に第1項の書類を事務局に備えておかなければならない。

5. 理事長は会員が第1項の書類の閲覧を求めたときは正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

## 第6章 委 員 会

(委員会の設置)

第32条 本会議所はその目的達成に必要な事項を研究、審議、実施するために委員会を置く。

2. 前項に拘らず、必要に応じて理事会の議を経て特別な機関を設けることができる。

3. 委員会及び特別な機関の設置及び運営については社団法人東大阪青年会議所運営規定による。

(改) '93年8月21日

## 第7章 事務局

(事務局の設置)

第33条 本会議所は、その事務を処理するため事務局を置く。

(職員)

第34条 事務局には次の職員を置くことができる。

(1) 事務局長 1名

(2) 書記 若干名

2. 事務局長は事務局を統括する。

3. 職員は理事会の議を経て理事長が任命する。

(規定への委任)

第35条 前2条の外、事務局に関して必要な事項は理事会の議を経て別に定める。

## 第8章 資産及び会計

(資産及び経費の支出)

第36条 本会議所の資産は入会金、会費、寄付金、補助金その他の収入をもって構成し、経費は資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第37条 本会議所の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(会計年度)

第38条 本会議所の会計年度は毎年1月1日に始まり毎年12月31日に終わる。

(会費の納入)

第39条 会費の納入に関しては東大阪青年会議所会員資格規定の定めるところによる。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は総会において正会員の4分の3以上の同意を得、大阪府知事の認可を経なければ、変更することはできない。

(解散、残余財産の処分)

第41条 本会議所は民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、総会において正会員の4分の3以上の同意を得て解散する。

2. 解散の時に在する残余財産は総会の決議を経、大阪府知事の許可を得て類似の目的をもつ他の公益法人に寄付するものとする。

## 附 則

(1) この法人の設立当初の役員の任期は第 17 条第 1 項の規定にかかわらず昭和 43 年 12 月 31 日迄とする。

(2) この法人の設立初年度及び次年度の事業計画並びに収支予算は第 21 条第 1 項第 1 号及び第 2 項第 2 号の規定にかかわらず創立総会の定めるところによる。

## 会員資格規定

### 第 1 章 新会員の加入

第 1 条 定款第 10 条の規定する入会希望者は、会員（在籍 1 年以上）2 名の責任ある推薦により入会申込書に必要事項を添え推薦者を経て理事長に入会申込みをすること。

第 2 条 理事会は入会の申込みがあった時は、会員選考委員会に選考を依頼する。

第 3 条 会員選考委員会は、次の基準をもって入会希望者を選考する。

(1) 定款に基づき品格ある青年であること。

(2) JC 活動をするに支障なき条件を備えたる人。

第 4 条 会員選考委員会は理事長により指名された理事 5 名により構成される。

2. 会員選考委員会は理事長により指名される。

3. 会員選考委員長は理事会より委嘱された入会申込者の資格につき綿密な調査を行う。

4. 会員選考委員会は 3 名以上の出席により成立し、無記名投票により満票の場合にのみ入会申込者としての資格を有する者と認める。

5. 会員選考委員長は前項の結果を理事長に報告しなければならない。

第 5 条 理事長は会員選考委員会の報告を受けたならば、理事会の承認を求めなければならない。

第 6 条 理事長は次回例会迄入会予定者に面接し、社団法人東大阪青年会議所に関する一般事項を説明する。

第 7 条 理事会に於て入会を承認されたもので、1 ヶ月以内に入会金及び会費の納入なき場合は自動的に入会資格を失うものとする。所定の手続きを経たものは新会員に通告する。

### 第 2 章 会 費

第 8 条 会費及び入会金は次の通りとする。

正 会 員	入 会 金		5 0 , 0 0 0 円
正 会 員	会 費	年 額	1 6 0 , 0 0 0 円
特別会員	会 費	終 身	1 0 0 , 0 0 0 円
賛助会員	会 費	年 額	1 0 0 , 0 0 0 円

(改) '96 年 8 月 2 4 日

第 9 条 会費は原則として全額を 3 月末日迄に納入するものとする。但し、特別の理由があつて総務委員長が認めた場合には分割納入することができる。

(改) '85 年 8 月 2 4 日

第10条 理事会に於て徴収方法を変更した場合は全会員に通知する。

第11条 臨時会費は理事会に於て定め、その都度徴収する。

第12条 或る期の会費を未納のまま次期以降の会費を納入することはできない。

### 第3章 会員の失格

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事長は当該会員の退会を総会に報告する。

(1) 会員が退会届を提出した場合。

(2) 会員が死亡した場合。

2. 会員が本所の体面を傷つけたり、又は本所の趣旨に反する行為をした場合、理事会が当該会員の除名を適当と判断したときは理事長は当該会員の除名を総会に報告する。

3. 次の各号のいずれかに該当する正会員に対し、理事会が勧告状を発送し、10日間を経過して何等回答のない場合、理事長は当該会員の除名を総会に報告する。

(1) 6ヵ月以上に亘り会費を滞納している正会員。

(2) 正当な理由なくして6ヵ月以上に亘り例会に連続欠席した正会員。

(3) 出席率20%未満の正会員。

### 第4章 特別会員

第14条 年令制限に達した正会員は特に申し出ない限り特別会員の資格を有し、年令制限に達したのち、1年以内に会費を納入することにより特別会員となる。

第15条 特別会員は本会議所の例会等に出席し、意見を述べることができる。

2. 特別会員は本会議所の役員となることはできない。但し、直前理事長は除く。

3. 特別会員は総会での表決権を有しない。

### 第5章 賛助会員

第16条 賛助会員は本会議所の例会等に出席する事ができる。

2. 賛助会員は本会議所の役員となることはできない。

3. 賛助会員は総会での表決権を有しない。

## 運営規定

### 第1章 例会

第1条 例会は原則として毎月1回以上行うものとする。

(改)'83年10月22日

第2条 会員は例会に出席せねばならない。

第3条 出席率よき会員は、総会において表彰する。但し、例会、委員会100%出席者を出席最優秀者（理事、直前理事長、監事を除く）とし、同80%以上を出席優秀者とする。（理事、直前理事長、監事を含む）

（改）'83年10月22日

第4条 すべての会合に於て欠席、遅刻、早退する場合は、必ず前もって届け出なければならない。

第5条 全国会員大会、地区会員大会、社団法人日本青年会議所の総会、国際会議に出席した場合は、会議のある月の例会に出席したものとみなす。

2. 他の青年会議所の例会に出席した場合は、当該青年会議所の出席登録証のある場合に限り、本会義所のその月の例会に出席したものとみなす。（アテンダンス制度）

第6条 理事長委嘱又は委員会活動等、青年会議所の公用により例会に出席できない場合は、その例会に出席したものとみなす。

## 第2章 委員会

（改）'93年7月27日

第7条 本会議所定款第31条1項に基づく委員会の設置を、当該事業年度の理事会に於て決定する。

2. 前項の委員長は理事のうちから理事長が理事会の議を経て任命し、副委員長及び委員は正会員のうちから理事会の議を経て理事長が任命する。

第8条 本会議所定款第31条2項に基づき、理事会は必要に応じて特別な機関を設けることができる。

2. 前項の構成員は正会員のうちから理事会の議を経て理事長が任命する。

第9条 委員会に委員長1名、副委員長若干名及び委員若干名を置く。

第10条 委員会はその関係する事項に関し意見を結集し本会議所の機能を通じてその達成に努めて以て本会議所の健全なる発展をはかることを目的とする。

第11条 各委員長は委員会開催の都度その協議事項を3日以内に書面を以て担当副理事長を通じ理事長に報告する。

第12条 委員長は委員会を総括する。委員長事故あるときは副委員長がこれを代行する。

第13条 各委員会の決議は出席委員の過半数の同意により決定する。

第14条 委員会は委員長必要と認めるとき又は委員2名以上の請求あったとき委員長が招集する。

第15条 理事長、副理事長、専務理事は本会義所運営規定第7条の各委員会に属しない。但し委員会に出席して意見を述べることができる。

第16条 2つ以上の委員会に関係ある事項については関係委員会の協議により合同委員会を開くことができる。

第17条 委員会又は合同委員会で決議した事項は理事会の議を経て之を執行する。

## 第3章 理事会

第18条 定例理事会は毎月原則として27日に招集し、その日が休日に当るときは順次繰延べる。

第19条 理事会は理事長が招集する。理事長事故あるときは副理事長及び専務理事が招集することができる。

各理事は理事長に対し議題及び招集の理由を付して理事会の招集を請求することができる。

第20条 前条の定例理事会は招集の手続きを経ないで開くものとする。

第21条 理事会の議長は理事長がこれにあたり、理事長事故あるときは副理事長があたる。

第22条 理事会は次の事項を決議する。

- (1) 総会の招集及び総会に提出すべき議案の決定
- (2) 総会において議決された事業計画に基づき事業の立案及びその運営に関する事項
- (3) 総会において議決された予算の執行に伴う重要事項
- (4) 社団法人東大阪青年会議所運営規定、並びに社団法人東大阪青年会議所庶務規定及び諸規定の制定、変更廃止に関する事項
- (5) 会員の入会及び退会の承認
- (6) 慶弔及び見舞金に関する事項
- (7) 人事及び給与、報酬に関する事項
- (8) 寄付金に関する事項
- (9) 公文書発送に関する事項
- (10) その他業務上必要な事項

第23条 理事会に提出する議案は理事長が定める。但し他の理事が緊急の議案を提出することを妨げない。

第24条 理事長は理事会に於て決定した事項についてその具体的細目を定め第22条に掲げる理事会決議事項を除く一般会務の執行を決定する。

第25条 理事長は次の事項を理事会に報告しなければならない。

- (1) 前1ヶ月間の会務の一般報告
- (2) 理事会に於て決定した事項の執行状況
- (3) その他必要と認められる事項

第26条 理事は理事長に対して関係帳簿、諸書類の閲覧を請求することができる。この場合正当な理由なくして理事長はこれを拒むことができない。

第27条 理事は、支障あって理事会に出席できないときは前日迄にその旨届出なければならない。

## 第4章 褒 賞

第28条 本所は青年会議所運動の高揚をはかるために以下の褒賞規定により該当委員会、会員に対し定時総会において褒賞を行う。

第29条 褒賞の計画は総務委員会にて行い、候補者の資格の判定に必要な資料を理事会に提出する。

第30条 対象

- (1) 委員会
- (2) 会員（物故会員及び特別会員を含む）

2. 資格

社団法人東大阪青年会議所運動に顕著な功績のあった委員会及び会員

3. 推薦

- (1) 各委員会の決定による委員長の推薦
- (2) 理事長の推薦

#### 4. 選考

(1) 定時総会前の理事会に於て選考する。

(2) 推薦者は前号理事会1週間前迄に総務委員会に候補者の書類を提出し、総務委員会はその資格判定に必要な資料を理事会に提出する。

(3) 該当者は理事会に於て決定する。

5. 褒賞は定時総会に理事長が行い、賞状をもって表彰し記念品を贈呈する。

## 庶務規定

### 第1章 事務局

第1条 事務局は事業年度毎に次の項目に従い文書を整理保存しなければならない。

(1) 東大阪青年会議所内部に関する書類

(2) 日本青年会議所、近畿地区協議会、及び大阪ブロック協議会に関する書類

(3) 事務局日誌

(4) 東大阪青年会議所ニュース及び会報

(5) 日本青年会議所及び他青年会議所ニュース及び会報

(6) 受発信簿

(7) 会計諸帳簿

(8) その他重要と認められる書類

第2条 事務局は備品台帳を整備し貸出し回収、廃棄等の記録を行い備品を完全に整備しなければならない。

2. 廃棄にあたっては理事会の決裁を受けなければならない。

第3条 外部より受信した書類は理事長が閲覧し処理するものとする。用済後は速やかに事務局に戻し、全て事務局に於て保存するものとする。

第4条 総会及び理事会の議事録は毎回確実に作成し、夫々会員或は理事会に詳報しなければならない。

### 第2章 会計・経理

第5条 会計に用いる諸帳票は次のものとする。

(1) 帳簿(総勘定元帳、会費徴収簿)

(2) 決算書類(貸借対照表、予算、収支増減対照表、事業報告書、財産目録、諸勘定内訳明細書、未払金明細書、監査報告書、余剰金(欠損金)処分計算書)

(3) 伝票(振替伝票、入出金伝票)

第6条 会計帳簿に次の区分に従い保存するものとする。

(1) 決算書類は永久保存

(2) その他の書類は次年度より起算して3カ年保存

### 第3章 慶弔

第7条 本章は会員の慶弔、その他諸見舞金給付に属する事項を定める。

第8条 会員は本章に定める給付を受るべき該当のある場合は遅滞なく事務局へ届け出るものとする。

第9条 本人に関する慶弔の場合は次の金品を贈与する。

- (1) 本人結婚の場合 10,000 円
- (2) 本人死亡の場合 10,000 円としきみ料
- (3) 配偶者死亡の場合 5,000 円としきみ料
- (4) 本人の1親等の親族死亡の場合 3,000 円としきみ料
- (5) 本人と同居の2親等の親族死亡の場合しきみ料のみ

第10条 災害時に関する見舞金は状況により理事会の審議を経て必要と認められる時は適宜見舞金を給付するものとする。

第11条 制限年令に達した正会員の場合に限り理事会に於て協議の上、記念品を贈呈するものとする。その金額は理事会に於て定める。

第12条 事務局員の慶弔に際しては理事会に於てその都度定める。

### 第4章 旅 費

第13条 職員が公務により国内を旅行するときは、本人の請求により本規定による旅費を支給する。

第14条 旅費は交通費、宿泊料、日当とする。

第15条 交通費は原則として実費の金額を支給する。

第16条 宿泊は現に旅宿に於て要した日数を以って計算する。但し、車中宿泊は2回を以って旅宿1回とする。日当は出発より帰省に日を以って計算する。但し夜間出発、早朝帰省はこれを含まない。宿泊及び日当の額は別表による。

第17条 旅費はその金額を支給する。

第18条 本規定に定めるもののほか、必要なる事項はその都度理事会に於いて決定する。

別 表	宿泊料	1日に付	5,000 円
	日 当	1日に付	3,000 円

## 役員選任の方法に関する規定

第1条 本所の役員を選出せんとするときは、本規定によりこれを行うものとする。

第2条 毎年8月中に定時総会を開催して本所の次年度役員予定者を選出し、これを決定する。

第3条 毎年6月中の理事会に於て、次年度の選考委員として理事中より2名、在籍3年以上の理事以外の正会員より3名を選出する。

(改)'93年8月12日

第4条 役員選考委員会は役員選出のため、在籍1年以上の正会員より30名以上を選考の上被選挙者名簿を作成し、総会1週間前迄に正会員に通知しなければならない。

第5条 役員候補は被選挙者名簿に記載された者の中より正会員の一般無記名(連記制)投票により理事予定者26名を得票数の多い者により順次選出し、得票数が同数の場合は次の順位による。

(1) 過去1年間の例会出席率の高い者。

(2) 本会議所の入会の早い者。

(3) 年令の大なる者。又選挙に関するすべての事務手続きは、役員選考委員会が当たるものとする。

(改)'94年8月20日

(改)'96年8月24日

(改)'93年8月21日

第6条 次年度理事予定者中3分の1以上は現在理事以外のものより選出せねばならない。

第7条 次年度理事予定者は第5条により選出した理事予定者の互選による。

第8条 次年度理事予定者は在籍1年以上の正会員より5名以内の理事予定者候補を推薦し総会の承認を受けるものとする。

第9条 次年度理事長予定者は第5条及び第8条により選出した理事予定者中より副理事長予定者候補4名以内及び専務理事予定者候補を推薦し総会の承認を受けるものとする。

(改)'94年8月20日

第10条 役員選考委員会は役員経験のある者より監事予定者候補2名以内を推薦し、総会の承認を受けるものとする。

第11条 任期中の役員に欠員が生じたときは理事長の場合は副理事長の中より、副理事長の場合は専務理事及び理事の中より、専務理事の場合は理事の中より所定の手続により選出の上決定する。理事及び監事の場合は理事会がその補充の必要を認めた時に限り正会員中より所定の手続により選出の上決定する。

第12条 理事は4年以上連続してその役につくことはできない。

第13条 日本青年会議所役員候補者を本所より選出する必要があるときは、理事会に於て承認を求める。